

「此花区 万博交流大使」設置要綱

(目的)

第1条 2025年大阪・関西万博（以下「万博」という。）の開催をきっかけに、此花区及び区民等（以下「区民等」という。）と諸外国並びに各都市及びその市民等（以下「諸外国等」という。）との交流事業を促進するため、「此花区 万博交流大使」（以下「大使」という。）を置く。

(任務)

第2条 大使の任務は、次のとおりとする。

- (1) 区民等と諸外国等との万博を通じた交流促進に関すること
- (2) 前号に掲げる事項について、此花区の広報媒体を活用した情報発信に関すること
- (3) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的に資すると此花区長が認める活動に関すること

(委嘱)

第3条 大使は、次の各号に該当する者又は団体の中から、此花区長が委嘱する。

- (1) 万博に強い思いがあり、深い知識や情報を有し、万博を通じて諸外国等との関わりが深く、その活動が広く一般に認知されているもの
- (2) 区民等と諸外国等との万博を通じた交流について、自ら主体的・自主的的魅力発信、参加促進に資する活動等に取り組み、積極的に協力するもの

(任期)

第4条 大使の任期は、委嘱のあった日の属する年度の3月31日までとする。ただし、任期満了の日までに大使から辞退の申出がない場合は、さらに1年委嘱できることとし、以後もまた同様とする

(解嘱)

第5条 此花区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、大使を解嘱することができる。

- (1) 大使から辞退の申出があったとき
- (2) 第2条各号に掲げる活動を行うことができなくなったと認められるとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、此花区長が大使として適任でないと認めたとき

(報酬等)

第6条 大使の活動への報酬は支給しない。ただし、此花区長が必要と認める場合は、その活動のための費用を予算の範囲内で支給することができる。

(庶務)

第7条 大使との連絡その他の庶務は、此花区役所政策共創課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は此花区長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。